

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)(素案)に対して寄せられたご意見

資料4

○ 意見提出手続の期間 平成29年7月21日(金)から平成29年8月21日(月)まで

○ 意見の件数等 65名・4団体から129件

※ ご意見につきましては、原文どおりを基本としていますが、一部読みやすくするため、修正等を行っています。

※ 原文には個別の団体名など、意見提出者を特定できる情報が記載されているケースがありますが、そうした部分は公表になじまないため、【 】で表記しています。

No.	ご意見
1	<p>2つ質問いたします。</p> <p>1. 先日、市主催の会議に出席し、市長への手紙の用紙をいただきました。私の感想を書き提出し、返事が必要かどうかをチェックするところがありましたので、返事希望に致しました。何時頃、返事があるのでしょうか。</p> <p>2. 受益と負担の適正化については、私達が選んだ市議員に討議してもらいたいと思います。市議員の皆様、パークゴルフやビールパーティに何人来てくれるかの方が大事にしているようにみえます。値上げなどの話もしてくれた方が真剣に市政を考えている人のように思います。</p>
2	<p>内容については理解しましたが、納得は出来かねます。利用者の負担だけではなく、広く一般の市民からも徴収する方向で再改正を期待します。</p>
3	<p>1. 「受益と負担の適正化」へ向けた3本柱</p> <p>(1)コスト算定の明確化、コスト負担割合の明確化 施設使用料・手数料の設定を行う上で必要となるコスト算定について、対象コスト範囲と算定されたコストの負担割合(市費負担割合と受益者負担割合)の明確化を図る。</p> <p>(2)減免取扱の適正化 本来の負担の公平性が損なわれる事のないよう政策的・特例的に真に止むを得ないものに限定すべきであるという観点から必要な見直しを行う。</p> <p>(3)定期的な見直し 負担の公平性を確保していく為、4年を目途に必要な見直しを行う事を基本とし、定期の料金改定を見送った場合や、見直しが必要な特別な事情が生じた場合においては、次の4年を待たずに見直しを行う。</p> <p>2. 取組指針の対象</p> <p>①法令等の規定により料金又は算定方法が定められ、旭川市独自で料金設定が困難なものとする。</p> <p>②収支計画等に基づき算定されるもので固定化した料金設定が好ましくないものとする。</p> <p>③この取組指針以外に基準等があるものとする。</p> <p>④その他、料金設定の方法等からこの取組指針による事がなじまないものとする。</p> <p>3. 取組事項</p> <p>(1)コストの対象範囲と算定方法の明確化</p> <p>①施設使用料 コストの対象は、施設の維持管理や運営に必要な次に掲げる経費とする。尚、冷暖房料を割増徴収している施設にあつては、消費的支出から冷暖房に係る経費を控除し、割増率を設定する。</p> <p>②手数料 コストの対象は、サービス提供の為に直接必要な次に掲げる経費とする。</p> <p>(2)市費と受益者のコスト負担割合の明確化</p> <p>①施設使用料 算出された使用料コストのうち、受益者に負担を求めるコストの範囲を貸室スペースと共用スペース(廊下、トイレ等のスペース)に係る部分とし、当該部分について市費と受益者のコスト負担割合を明確化する。</p> <p>②手数料 特定の人の為にする事務に要する経費の対価として徴収するものである事から、受益者負担100%とする。</p> <p>(3)無料施設の有料化 現在無料である施設及び今後新設される施設について、受益者負担を求めるべき施設(受益者負担50%又は100%の施設)である場合は、利用者者と利用しない者との負担の公平を図るという受益者負担の基本的考え方を原則としながら、他都市における類似施設の状況や費用対効果を踏まえ、有料化の検討を行う。</p> <p>(4)減免取扱の適正化</p> <p>① 基本的な考え方 減免の取扱いについては、利用者が固定したり、負担の公平性が損なわれる事のないよう、政策的・特例的な措置という観点から真に止むを得ないものに限定する事とし、4年を目途とした定期的な見直しにより適正化を図る。</p> <p>②減免基準 一律の基準を設定する事は、施設の設置目的等が多様である事や本市での減免の適用状況から適当ではなく、又、真に止むを得ないものに限定するという基本的な考え方を損なう恐れがある事から、次の減免基準を参考に、法令等の規定や各施設の設置目的、性質、これ迄の経過等を考慮しながら減免の取扱いを設定する。</p>

4. 施設使用料・手数料改定等の手順

①コスト算定方法に基づき、サービスのコストを算定する。

②コスト負担割合に基づき、受益者負担分(使用料は50%又は100%、手数料は100%)を踏まえた料金を算定する。但し、法令の規定、施設の設置目的等を考慮して、負担割合が変動する場合や、他の市有類似施設、民間サービス及び他市町村等との比較、又、過去の改定経過等を踏まえ、料金を算定する事がある。

③上記①②により算定した料金により、受益者負担が急激に上昇する場合は、激変緩和措置として、改定前の料金の1.5倍を上限とする。

④減免の取扱いについて、料金改定に併せて必要な見直しを行う。

5. 「受益と負担の適正化」へ向けたイメージ

見直しに当たっては、施設の運営改善等による受益者負担コストの圧縮を図っていく事はもとより、受益者が負担すべきコストが使用料に適切に反映されるよう、激変緩和措置を講じながら定期的・段階的な見直しを実施すべき。

使用料コスト対象範囲と算定方法

1. 使用料コスト対象範囲 物件費等の消費的支出・需用費・消耗印刷費・燃料費・光熱水費・役員費・手数料・災害保険料・委託料・使用料及び賃借料・原材料費・備品購入費・人件費・減価償却費とする。

2. 算定方法

(1) 使用料コスト

①物件費等の消費的支出 対象となる各年度で、対象コストごとに決算額を積み上げて算定し、その合計した額の平均額とする。

②人件費 対象となる各年度で、人件費を算定し、その合計した額の平均額とする。人件費は、職員区分ごとに、業務実態を精査し、維持管理に限定した場合の従事人数の割合(以下「人工」という。)をそれぞれ求め、年間に占める従事期間を考慮した上で、職員区分ごとの年間平均人件費(嘱託職員にあっては、年間報酬実額。)を乗じて算定し、その合計額とする。尚、施設の維持管理を全面的に委託している場合における人件費は、委託料にその相当分が含まれており、消費的支出の委託料において算定される。

③減価償却費 対象となる各年度の減価償却費を算定し、その合計した額の平均額とする。施設整備の減価償却費は、次の表の通り、建設又は改修に要した経費のうち、一般財源及び市債の相当額を耐用年数で除した額とし、計上は耐用年数が経過する迄とする。尚、施設の改修に係る減価償却費は、施設の建設に係る減価償却費を計上している間は計上しない。

(2) 使用料収入 使用料収入は、コスト1に対しては、実際に収入のあった施設使用料と減免をした際の収入換算額の合計とし、コスト2に対しては、実際に収入のあった冷暖房料とする。

冷暖房料割増率の設定

冷暖房料を徴収している施設の多くは、冷暖房料徴収期間内の使用において、基本となる使用料額の2割～5割に相当する額を冷暖房料として徴収している。当該割増率の設定においては、通常期(冷暖房料を徴収しない期間)の使用料コストに対して、冷暖房期(冷暖房料を徴収する期間)の使用料コストがどれだけ増加しているのか実態を把握した上で、5割を限度として必要な見直しを行う。

手数料コスト対象範囲と算定方法

1. 手数料コスト対象範囲

ゴミ処理手数料等提供するサービスの性質等から資本的経費(建設費、土地購入費等)を加味し受益者負担部分を考慮しなければいけないものは、当該部分を精査した上で必要な経費を対象に加える。

2. 算定方法

①経常的事務経費 対象となる各年度で、対象コストごとに処理1件当たりを要したコストを積み上げて算定し、その合計した額の平均額とする。

②人件費 対象となる各年度で、人件費を算定し、その合計した額の平均額とする。人件費は、申請の受付から事務完結迄の処理1件当たりを要した時間に1時間当たりの平均人件費を乗じて算定する。尚、申請の受付から事務完結迄の標準的な事務の区分及び業務内容を次の通り定め、1件当たりの処理に要した時間を積み上げ算定する。尚、1時間当たりの人件費は、当該年度の決算統計を元に算出する。

市費と受益者のコスト負担割合の明確化

各区分ごとの施設具体例は下の表の通りである。但し、法令上の規定、施設の設置目的及び提供するサービスの性格等を考慮し、負担割合が変動する場合がある。(その他)ときわ市民ホール、区会館、児童館、障害者福祉センター、農村地域センター、公民館、市民ホール、市民活動センター、勤労者体育センター、花咲スポーツ公園(屋内スケート・ホッケー場、カーリング場、屋内球技場、屋内硬式野球場、屋内相撲場、馬場、屋内洋弓場、陸上競技場、屋内和弓場)、総合体育館、中央区総合体育センター等がある。

No.	ご意見
4	<p>市営プール施設、郊外(神居町)建設。市民ふれあいセンター移転先(神居町富沢)、新富公園プール移転先(カムイの杜公園)。つい最近、旭川市近文市民ふれあいセンター、新富公園のプールは老朽化が進んで、しかし、市営プールは近文地区、新富公園だったら場所がせますぎて、それに近文市民ふれあいセンターはプール施設がせまくて、レストランが無いのは本当にとても困るから、今後は市営プールを郊外の広い土地にて建設したいし、これから神居町の広い土地に市営プールを建設したいし、やはりプールは、ほとんど郊外にあって、プール施設を建設するには広い土地が必要だから、それで新富公園のプール、市民ふれあいセンターを旭川市神居町富沢に移転させたいので、そのため、市民ふれあいセンターを神居町富沢の広い土地に移転させて、それで市民ふれあいセンター、新富公園の市営プールを郊外の神居町の広い土地に移転改築するように、それで古くなった旭川市近文市民ふれあいセンター、新富公園のプール施設を何とかしてください。</p> <p>火葬場、建設先「旭川市近文町15丁目」。レストラン、売店、エレベーター、遺族控室設置。旭川市西地区(末広、春光、大町、亀吉、神居、近文など)、現在は高齢化社会により火葬場の旭川聖苑は1日、利用者たくさん来て、混雑してしまって空きが無くなるから、これから旭川市末広、春光、近文、神居地区のために旭川市が火葬場を旭川市近文町15丁目の広い土地にて建設してほしいので、そのため、旭川市末広、春光、大町、神居、江丹別など西地区は葬式で火葬場に行くのを、これから建設する近文町の新しい火葬場に行くように、それで近文町の広い土地を何とかしてください。</p> <p>合葬墓施設設置先(豊里墓地)。旭川市神居町豊里。つい最近、身寄りの無い方がとても多くて、これから旭川から芦別に行く中央バスに乗って豊里墓地へ合葬墓参りに行きたいから、これから合葬墓施設を旭川市神居町豊里にある豊里墓地に建設してほしいので、そのため、旭川市神居町豊里にある豊里墓地を何とかしてください。</p> <p>オーケストラ、吹奏楽専用コンサートホール施設建設。建設先「旭川市東光27条8丁目(総合防災センター)となり」。エレベーター、売店、レストラン、会議室、展示室設置。(市民ギャラリー)移転。つい最近、市民文化会館の建物は老朽化が進んで、老朽化で古くなった旭川市民文化会館の建物をそのままにしておくのは本当にとても困るから、これからオーケストラ、吹奏楽の演奏会を行うために、旭川市東光27条8丁目にある総合防災センターとなりの土地に吹奏楽、オーケストラ専用のコンサートホール施設を建設してほしいので、そのため、コンサートホール施設にパイプオルガン、ホールの席へ直接行けるエレベーターを設置して、吹奏楽、オーケストラ専用のコンサートホール施設を旭川市東光27条8丁目の総合防災センターとなりの土地にて必ず建設されること！！これから吹奏楽、オーケストラの演奏会を、これから建設する新しいコンサートホール施設にて行いたいから、今後はコンサートホール施設にパイプオルガン、ホールの席へ直接行けるエレベーターを設置したいし、それでオーケストラ、吹奏楽専用のコンサートホール施設を旭川市東光27条8丁目の総合防災センターとなりの広い空き地にて建設してほしいので、本当に何とかしてください。</p> <p>旭川市近文リサイクルプラザ、移転先(旭川市高砂台5丁目)保留地。エレベーター、自動販売機設置。「旭川市高砂台リサイクルプラザ」開設。つい最近、旭川市近文リサイクルプラザの建物、施設は老朽化が進んで、しかし旭川市近文リサイクルプラザは自販機が無くて乗って行けるバスが無いのは本当にとても困るから、これからリサイクルプラザにエレベーター、自販機を設置したいし、これから高砂台8丁目に行く道北バスに乗ってリサイクルプラザに行きたいし、それで旭川市高砂台にある土地は早く新施設の建設を決めたいから、これから旭川市高砂台5丁目の土地に建設してほしい施設はリサイクルプラザが移転してほしいので、そのため、リサイクルプラザを旭川市高砂台の広い土地に移転するように、それで旭川市高砂台の土地、旭川市近文リサイクルプラザを何とかしてください。</p> <p>市営「花咲保育所」設置先「旭川市花咲町1丁目(社会福祉法人旭川旭親会旭川福祉園)跡地」。社会福祉法人(旭川旭親会)旭川福祉園、第2旭川福祉園を旭川市台場1条2丁目にある「旭川ジャンボプール」跡地に移転。つい最近、結婚して子供を持つ女性は一般企業に就職して仕事する方がとても多くて、だがしかし住宅の多い旭川市花咲町1丁目は保育所が無いのは本当にとても困るから、これから花咲町1丁目に住んでる幼児のために旭川市が市営の保育所を旭川市花咲町1丁目にて設置してほしいので、そのため社会福祉法人(旭川旭親会)旭川福祉園、第2旭川福祉園を旭川市台場1条2丁目にある「旭川ジャンボプール」跡地に移転させて、それで旭川市が花咲町1丁目にある(社会福祉法人旭川旭親会旭川福祉園)跡地の建物に市営の保育所を「花咲保育所」として必ず設置すること！！結婚して子供を持つ女性は、ほとんど仕事に行くのがとても多くて、これから旭川市が市営の保育所を(花咲保育所)として設置してほしいので、そのため社会福祉法人(旭川旭親会)旭川福祉園、第2旭川福祉園を旭川市台場地区の広い土地に移転するように何とかしてください。</p> <p>中央公民館、移転先(旭川市宮前1条4丁目)北彩都地区。エレベーター、自動ドア設置。つい最近、中央公民館の建物、施設は老朽化が進んで、古くなった旭川市中央公民館の建物をそのままにしておくのは本当に困るから、これから中央公民館にエレベーター、自動ドアを設置したいし、今後は北彩都あさひかわ地区の旭川市宮前1条4丁目の保留地に建設してほしい施設は中央公民館が移転してほしいので、そのため中央公民館にエレベーター、自動ドアを設置して、これから旭川市中央公民館を北彩都あさひかわ地区の旭川市宮前1条4丁目の土地に必ず移転改築させること！！現在は中央公民館の建物は老朽化により古くなってきて、これから北彩都あさひかわ地区の旭川市宮前1条4丁目の保留地に建設してほしい施設は中央公民館が移転してほしいので、そのため中央公民館を何とかしてください。</p> <p>北星公民館、移転先「旭川市大町3条4丁目(旭川行政評価分室)跡地」。エレベーター設置。つい最近、北星公民館の建物、施設は老朽化が進んで、老朽化で古くなった北星公民館の建物、施設をそのままにしておくのは本当にとても困るから、今後は北星公民館にエレベーターを設置したいし、これから旭川市大町3条4丁目にある「旭川行政評価分室」跡地に建設してほしい施設は北星公民館が移転してほしいので、そのため北星公民館を施設の老朽化により旭川市大町3条4丁目にある(旭川行政評価分室)跡地に必ず移転させること！！これから旭川市大町3条4丁目にある(旭川行政評価分室)跡地は早く新施設の建設を早く決めたいし、今後は北星公民館にエレベーターを設置したいから、それで北星公民館を建物の老朽化により旭川市大町3条4丁目の旭川行政評価分室跡地に移転させたいので、本当に何とかしてください。</p>
5	特別職などの報酬、経費の大幅削減で市民の生活に多大な影響となる手数料・使用料等の値上げに絶対反対です。

No.	ご意見
6	<p>(1)「減免取扱の適正化」…改訂案＝減額(5割)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改訂案でよい。 ・高齢者は「5割増」との意見も耳にしますが、この程度のことは全額負担でもよいとの事もあります。 <p>(2)「減価償却費」…改訂案＝要した経費÷耐用年数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改訂案でよい。 ・この件は地方自治体～国の方まで全てに関係しているので、みんなでコスト意識を持つのは大切。 <p>(3)旭川市の財政努力…感謝している面もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保料金の減額 ・医療費の補助 ・生保費への補助 ・奨学金への配慮…など <p>(貸与型)の方を増やす努力は今後とも…</p>
7	<p>上記施策の案については8月2日担当者から説明を受けましたが、私共のサークルは現在10名しかおりません。したがって、1人から会費として1ヶ月2,000円にしており、指導者には1ヶ月車代も含めて、20,000円支払っております。現在の公民館の使用料は1回250円ですが1ヶ月では1,000円となり、1年間では12,000円となります。又この他に文化協会に年間2,000円支払っております。この度の説明では減価償却費を上らせて、上限額は5割の場合では年間6,000円負担増となりますので、それでは私共のサークル運営がなりたっていらず、解散もしなければならなくなる場合も出て来ます。それでは市は収入を見込んで解散したら減収になってしまいます。この様な理由で、新しく使用料での減価償却を上せしないで、今までどおりの方法で実施していただきたく、お願いするしだいです。</p>
8	<p>「【クラブ名】」では、60歳以上の高齢者の健康づくりを目的とした活動を総合体育館を中心に行っており、医療費の抑制に寄与している。今回、施設使用料が見直されるということを新聞で見たが、負担が増えることにクラブの会員は不安に思っている。私としては、使用料が増えることについては、やむ得ない場合もあることは理解しているが、クラブの活動が、高齢者の健康増進、医療費抑制、市の財政にも大きく貢献しているものであることから、単なる趣味の使用の場合と、料金設定において配慮してもらいたい。以前、総合体育館が改修工事で使用できないとき、他の体育館を探したが、料金が高かったり、葬儀が入ると予約がキャンセルされるなど、使い勝手が悪く苦労した。クラブの会員は、総合体育館の近くに住む者が多いが、市内全域に住んでおり、活動のためにバスを乗り継ぐなど、みんな熱心に苦労して参加している。近くにある体育館が利用できるのであれば、移動の心配を減らすことができ、同じような活動が市内全域でできる可能性も広がるので、市内のどの体育館でも同じように使用できるよう配慮して欲しい。また、クラブでは保健所や介護高齢課に健康教室をお願いしており、その際に、クラブの活動が良いことだとほめていただいているが、市の方でも、このような活動を全市的な取組として広げ、高齢者の健康増進、医療費の抑制へとつなげていって欲しい。</p>
9	<p>【市有施設の名称】を主体とした意見を述べさせていただきます。</p> <p>課題1 定期的な見直しの実施による受益負担の適正化～時代に対応したコストの捕捉と減免の取扱い～</p> <p>見直し内容1</p> <p>柱① コスト算定の明確化・コスト負担割合の明確化</p> <p>ア 最新コストの反映</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)消費税関係は、施設使用料・手数料に反映されていないよりも、委託料に消費税率のアップに対する算定がされていないため、経費の削減を余儀なくされている。 (2)職員の人件費の減少とは、何を指しているのか不明である。当センターの人件費は、道内最低賃金を確保した単価となっていることから、今年は24円アップで時給810円となることから2年～3年を見込んだ賃金体系の確保が必要となり人件費の増加を見込まなくてはならない。(労基法の厳守を指導されている) (3)無料施設の有料化は、当然負担を求めるべきである。 <p>柱② 減免取扱の適正化</p> <p>イ 若者の団体が公益的・公共的な活動のための利用に対し、減額(5割)改訂案</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)対象団体がアバウトすぎて、現場での対応は難しいと考える。減免手続を市担当部署で対処頂ければ、その証明書に基づき対処法は可能と考える。 <p>ウ 高齢者(70歳以上)の使用料免除から減額(5割)</p> <ol style="list-style-type: none"> (2)減免手続を市担当部署で対処頂ければ、その証明書に基づき対処法は可能と考える。

No.	ご意見
	<p>課題2 市有施設の老朽化への対応～資本的経費(建設費など)の取扱い～ 見直し内容2 柱① コスト算定の明確化・コスト負担割合の明確化 ア コスト算定の対象範囲 人件費に、社会保障経費等のコスト算定がされているのか。市民税、道民税、消費税等の租税公課関係のコスト算定がされているか。 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度を受託している事業所としての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者としての軽減処置を拡大して、収益の拡大に貢献できる対応が必要と考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用されている方の目線で考える必要がある。(公共性・規程に緩和措置が必要) ・受付方法・利用取り消しに対する手数料の改善が必要である。(電話受付・前日取り消しまで無手数料化等) ● 何のための指定管理者制度導入かを検討すべきと考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・人件費の低減化のみの指定管理者制度導入ではなく、民間的な収益の確保が必要である。 ● 各施設との利用料金の平均化を検討する件 <ul style="list-style-type: none"> ・当センターの使用料金を下げても、減額した分の収入増は難しく、収支均衡が図れなくなる。 ● 市及び市民委員会、町内会の主催する会議・行事等の料金の減額を検討する件 <ul style="list-style-type: none"> ・当センターの平成28年度の年間取扱額使用料206,100円、暖房料35,300円の取扱いでこれを減額して、利用頻度を上げようとしても年間の会議回数がほぼ一定していて、利用増に伴う収支均衡は図れなくなる。
10	<p>忠和体育館、運動公園として、料金適正化とはいえ、1日150円の使用料はその負担に耐えられる人しか使用できず、パークゴルフなどはその顕著に表れています。(200円)以前、あんなににぎやかにしていたパークゴルフ場はパラパラの人。これでは整備する人の苦労も水の泡です。周囲の町村は住民重視。施設費は無料化又は減額に動いている時、再考すべきと考えます。</p>
11	<p>地域で進む格差と貧困。高齢者も子供も居場所を失い孤立しています。この状態は今後増々拡大するものと思われます。この様な厳しい地域の現状の中で「受益と負担の適正化」の名の元に公共施設等の利用料負担を上げることは民間ベースで様々な取り組みを進めている団体・個人にとっても多大な負担になり活動にも影響するものです。施設建設費の減価償却費をコストに加えるべきではありません。住民(市民)が安心して暮らせる地域作りのためにも今求められているのは市民が使いやすい公共施設の整備と費用負担の削減ではないでしょうか。値上げには反対です。</p>
12	<p>公共施設の維持運営は自治体の責務であり、運営費の多くは自治体が負うべきだと思います。ましてや、施設建設費の減価償却費までもコストに加えるべきではないと考えます。近隣の町村はいかがでしょうか？行っていない自治体もあるのではないのでしょうか。東川町や東神楽町は子供が増えています。子供医療費負担が少ないなど住みやすい街づくりが結果に出ているものと思います。子供施設に対する負担増には反対します。子育て世代が旭川市内から減少することが心配です。「受益と負担の適正化」の文面はいかにも役所的な説明ではと思います。国が使う言葉そのものであり、値上げしないことが何か不適正のような説明に感じます。地域包括ケア時代を迎えるに当たり、公的施設の利用も増加するのではと思いますので今後の値上げには反対します。</p>
13	<p>旭川市として市民への行政サービスをどう考えているのか。内容はなんだか良い感じに書いてあるが、もっと市民にわかりやすく知らせることが必要ではないか。長い期間を考えていくとどうなのか、すぐ1～2年ではなく、長期で考えていく必要があるのではないのでしょうか。</p>
14	<p>施設の利用料引上げは、市民サービスを低下させることになる。</p>
15	<p>施設費用を上げないでください。行政サービスの低下をしないでください。</p>
16	<p>施設の使用料は値上げしないで下さい。</p>
17	<p>◎使用料のコスト算定の対象範囲に、減価償却費は追加すべきではないと私は思います。建物は減価償却を考えるものではあるけれども、それを使用料の中に入れると言うのは？だと思います。使用料ではなく、別予算の中から充当すべきでしょう。 ◎「もりもりパーク」「カムイの杜公園」等、無料施設の有料化と言う事ですが、「子育て支援」と言う点から考えても、家計は苦しいですよ。今、子育てをしている世代は。物価く牛乳、小麦粉、バター、チーズなど>は上がっていますし、共働きをしたくとも子供を預ける所がないなど、大変な環境での子育てです。今でも単食の子供が多いのに、一層多くなる事に影響を与えるのが目に見えてくる現状です。だから、有料化は、絶対に反対です。 ◎ついぞと言ってはなんですが、私は冬期間バス利用者です。バス停に屋根もすわるイスもないと言う場所がたくさんあります。老人の方が重そうなものを買物して手に持っているのを見ると、ここにちょっとしたイスでもあればとよく思っています。市の方からプッシュして是非、設置して欲しいです。</p>

No.	ご意見
18	<p>私達のサークルは会員が12人で公民館を利用していますが、減免対象団体ではありません。市内各地区の公民館のホームページには生涯学習活動団体が掲載されており、施設の優先利用と使用料の減額が適用されています。公民館の使用料の減免は本来的には例外的な措置であるとされていますが、その減免等の適用を受けている生涯学習活動団体数が非常に多いことに違和感を覚えています。社会生活の多様化に伴い様々なサークルが活動すること自体は好ましいことですが、この生涯学習活動団体のすべてが本当に例外的な措置及び優遇的措置を受けるべき団体なのでしょうか。各地区の公民館の利用団体の多くは生涯学習活動団体が占め、そのため利用団体のほとんどが減免となっている実情からして、そもそも「減免措置」が例外的な措置と到底考えることはできません。生涯学習活動団体の中には児童施設や老人福祉施設、刑務所等を慰問している団体も散見され、このような社会的貢献を実施している生涯学習活動団体には減免が適当と考えておりますが、こうした活動をしている団体は生涯学習活動団体の中でも極めて少数で例外的な団体なのです。一覧表を見ると例えば「カラオケ団体・パソコン団体・溪流釣り団体・魚拓団体等」の諸団体は、私達のサークルとほぼ同様な性格を有する同好会的な団体と思われ、到底社会的貢献などを期待することは困難であろうことは容易に推測できます。これらの諸団体が施設の優先的使用と使用料の減額等の優遇措置の適用を受けている理由・根拠が薄弱で全く理解できません。上記した生涯学習活動団体のみならず、各地区の公民館は生涯学習活動団体の活動を的確に把握し、社会的貢献等を承知した上で減免措置を適用しているとは到底考えられません。換言すれば、減免措置の拡大解釈と、減免措置が市民サービスであるという悪しき慣行と誤解、そして無責任な前例踏襲主義の延長が昨今の事態をまねいたとも云える。素案には「減免取扱の適正化」の記述がありましたが、この記述は当然でむしろ遅きに失すると言わざるを得ません。そして、こうした取り組みは定期的ではなく、普段から恒常的に実施すべきもので、「利益を受けない利用者との負担の公平を図る」のは行政の責務であります。それを放置した行政の責任は大きく、行政の不作為と言っても決して過言ではない。収支不足分は市税で補填されていたとしても、結果的には今回の使用料の引上げに繋がっていくのです。使用料を引き上げるのであれば、その前に減免適用団体の範囲の徹底的な見直しや減免額の圧縮、更には生涯学習活動団体自体の減免廃止(社会的貢献を実施している団体を除く)など抜本的な見直しが必要です。</p> <p>また、「受益と負担の適正化」を図る前段階としてコスト削減の工夫・努力が必要です。公民館自体の職員は少ないようですから、人件費を削減する余地は少ないのですが、電気料金を削減することは可能です。電気料金の削減のために公民館の開館時間を短縮すると共に、公民館の休館日を設けるべきです。利用者の利便性に配慮しているのですが、深夜の利用団体が少ない時間帯に事務室・使用会議室・ロビー等に電気を消費している現状を踏まえ、公民館を午後10時まで開放する必要はありませんし(開放時間は午後8時までで十分です)、祝日以外の休館日を設けることによって光熱水費や人件費の削減にも資するはずで、ごく少数の特定の生涯学習活動団体のために、開館時間を短縮・休館日の創設等ができず、結果的には使用料の引上げに繋がるのであれば、その少数の特定団体のために我々のサークルを含む他の利用団体の負担が増加することを意味し、それは負担の不公平の拡大です。行政はコスト削減と利便性の向上とを追求するのですが、それらを同時に達成するのは容易なことではありません。利用者に多少の不便があったとしても、コスト削減のためには開館時間を短縮・休館日の創設等の措置はやむを得ない措置ですし、利用者も一定程度の不便は甘受しなければなりません。また、使用料引上げの理由として「施設の老朽化」に対応するための措置で「今後、改修費が必要」との記述がありました。その趣旨は十分理解しますが、使用料は対価性を有するべきですから、施設の利便性向上のために使用料の引き上げに併せて施設改修を行うべきです。収支不足分は市税で補填されているとのことですが、減免措置等が適切に運用されていたならば、収納されたであろう料金相当額が公民館施設の環境整備にも役立ったはずである。私達の利用する公民館には冷房施設、和式トイレでエレベータもなく、高齢者にとっては非常に使い勝手の悪い利便性の劣る前時代的な施設です。使用料を仮に5割引き上げたとしても利便性の向上した施設であるならば、利用者も納得します。バリアフリー化が叫ばれている中で冷房施設、和式トイレ、エレベータの設置は、必須の設備です。減免の抜本的な見直し・廃止によって使用料の増収を図ると共に、開館時間の短縮・閉館日の創設等によって経費の削減を講じつつ、これらの財源の一部として冷房施設、和式トイレやエレベータの設置等の施設改修が必要です。施設改修なくして単なる使用料の引上げだけでは、これまでの行政の怠慢(減免等の無分別な拡大)を利用者に転嫁するだけであります。</p>
19	<p>①現在の使用料・手数料が、どのような根拠によって、算定されているか、よくわからないのですが、公民館や、公共の施設、高くなく、利用しやすいと思っています。</p> <p>②具体的な例がないので、高すぎる、安いなど、わかりませんが、使用料、手数料とも、コスト対象範囲に、人件費や減価償却費まで含めると、現在より、かなり値上がりするのではないかと心配です。</p> <p>③使用料が安いからこそ、施設を利用して、健康の維持や生きがいになっている高齢者がとても多い。医療費の削減につながっている。</p> <p>④他の自治体を参考にするのはいかがか？給料も年金も増える見込がない中、わずか(多分)とはいえ、負担が増すのは、精神的負担になる、費用対効果に数字として表れない効果もあるはず。値上げは慎重にしてください。</p>
20	<p>常磐公園にある市営プールを旭川市高砂台8丁目の広い土地に移転。幼児用プールを廃止。市営プール建設先「旭川市高砂台8丁目」。つい最近、常磐公園にある市営プール施設は老朽化が進んでいて、それに現在は少子化により幼児用プールは利用者が減少してきて、しかし市営プールは常磐公園だったら場所がせまくて本当にとても困るから、それで常磐公園にある市営プールを施設の老朽化により旭川市高砂台8丁目の広い土地に移転させたいので、そのため常磐公園にある市営プールを高砂台8丁目にあるニュー温泉跡地に必ず移転させること！！常磐公園にあるプール施設が老朽化により古くなってきて、それに幼児用プールは少子化により利用者が激減してきて、これから市営プールを郊外の広い土地にて建設したいし、それでプール施設を神居地区の郊外の広い土地にて建設したいし、今後は市営プールを高砂台8丁目の広い土地にて建設したいし、今後の市営プールの建設は広い土地を必要にしたいから、これから旭川市高砂台8丁目の広い土地に建設して欲しいプール施設は常磐公園にある市営プールが移転して欲しいので、そのため幼児用プールを廃止して、それで常磐公園にある市営プールを高砂台8丁目にあるニュー温泉跡地に移転するように何とかしてください。</p>

No.	ご意見
	<p>市営墓地「常磐墓地」開設。設置先「常磐公園(市営プール跡地)」。常磐公園にある市営プールを旭川市高砂台8丁目の広い土地に移転。つい最近、少子高齢化が進んでいて、それで今後は常磐公園に市営墓地を設置したいから、これから市営墓地を常磐公園にあるプール施設の跡地にて設置してほしいので、そのため常磐公園にある市営プールを旭川市高砂台8丁目の広い土地に移転するように何とかしてください。</p> <p>オーケストラ、吹奏楽専用コンサートホール施設建築先「旭川市東光27条8丁目(総合防災センターとなり)」。パイプオルガン、ホールへ直接行けるエレベータ設置。つい最近、市民文化会館の建物は老朽化が進んで、これからコンサート施設にパイプオルガン、ホールへ直接行けるエレベーターを設置したいから、それで旭川市東光27条8丁目にある総合防災センターとなりの広い空き地にオーケストラ、吹奏楽専用のコンサートホール施設を建築してほしいので、本当に何とかしてください。</p> <p>旭川市立花咲保育所(市営保育所)設置先「旭川市花咲町1丁目(社会福祉法人旭川旭親会 旭川福祉園跡地)。社会福祉法人旭川旭親会旭川福祉園、第2旭川福祉園を神居台場の土地に移転。花咲町1丁目にある社会福祉法人旭川旭親会旭川福祉園跡地の建物を旭川市に売却。つい最近、結婚して子供を持つ女性は、ほとんど一般企業で仕事の方がとても多くて、これから住宅の多い花咲町1丁目に住んでいる幼児たちのために市営保育所を花咲1丁目にある旭川福祉園跡地の建物にて設置してほしいので、そのため旭川市花咲町1丁目にある社会福祉法人旭川旭親会旭川福祉園跡地の建物を旭川市に売却して、社会福祉法人旭川旭親会旭川福祉園、第2旭川福祉園を台場地区の土地に移転するように何とかしてください。</p> <p>下水処理センター移転先「神居町豊里」。つい最近、神居町忠和にある旭川市下水処理センターの建物は老朽化が進んで、古くなった旭川市下水処理センターの建物をそのままにしておくのは本当にとても困るから、そろそろ旭川市下水処理センターを建物の老朽化により神居町豊里に移転改築させたいので、そのため老朽化で古くなった旭川市下水処理センターの建物を何とかしてください。</p> <p>旭川市水道局 移転先「神居町共栄」。つい最近、上常磐町1丁目にある旭川市水道局の建物は老朽化が進んでいて、これから旭川市神居町共栄に建築してほしい。施設は旭川市水道局が移転してほしいので、そのため旭川市水道局を建物の老朽化により神居町共栄に移転改築するように、それで古くなった旭川市水道局の建物を何とかしてください。</p>
21	年金でやっと暮らしています。値上げはしないでください。
22	<p>素案に反対します。反対理由は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 減価償却費について、途中から含めるべき性格のものではない。 2. 市長が「子育て支援」を重視するとしている公約から見て納得できない。「もりもりパークや「わくわくエッグ」などを有料化するなどは逆行している。 3. 減免規定は狭めるのではなく拡充すべきである。市民の高齢化、若者の非正規雇用率などに鑑みて、ボランティアなど社会的活動については減免する規定を拡充すべきと考える。
23	<p>(1)旭川市の人口は減少し続けており、2035年には30万人を割ると推定されています。市有施設の利用者数が減少する訳であり、受益者とその負担者数が減少することを意味します。そういう中で「受益と負担の適正化」取組指針を実施することは、果てしない利用者負担に繋がり、持続性のある計画とは思えません。</p> <p>(2)利用市民の減少と市有施設の老朽化による維持コストの増加が明確な以上、施設の再編計画を検討すべきと考えます。脆弱な市の財政基盤のもとで、市有施設が老朽化し、しかも利用市民数が構造的に減少することが明らかな中で施設維持のために「受益と負担の適正化」に舵を切り負担割合の「定期的な見直し」を行うというのは利用市民への途方もない負担の増加にしか繋がりません。3年、5年、7年先を見通してコンパクトに施設数の適正化を目指すべきと考えます。</p> <p>(3)「受益と負担の適正化」以前に、管理運営費の削減対策、利用者数の増加利用率の増加対策が示されないと、利用料ありきの感が否めません。</p> <p>(4)どうあれ減価償却費を使用料に加えるのは問題外だと思います。そもそも地方公共団体には、住民の福祉を増進するため公共の諸施設設置が求められており、その部分にまで利用者負担を課するのは任務放棄です。</p>
24	私の住む【町内会名】は非常に高齢化が進み、しかも一人暮らしの老人が増えています。市がすすめるようとしている「受益と負担の適正化」は高齢者の生活費、老後不安につながる恐れがあります。市の財政事情から一部の見直しはやむを得ないと思われませんが、年金、医療、介護等の国の社会保障制度の改悪の中で高齢者の将来負担につながる様な心配があります。その見直しにあたっては「高齢者対策と福祉政策」の充実を望みます。
25	つい最近、中央公民館の建物は老朽化が進んで、今後は旭川市中央公民館にエレベーター、自動ドアを設置したいから、今後は北彩都地区に公民館を設置したいし、これから北彩都地区の旭川市宮前1条4丁目の保留地に建築してほしい施設は中央公民館が移転してほしいので、そのため宮前1条4丁目の土地を旭川市に売却するように何とかしてください。
26	現在は旭川市近文市民ふれあいセンターの建物が老朽化により古くなってきて、旭川市近文市民ふれあいセンターは少子化により幼児用プールの利用者が激減してきて、プールの場所が狭くてレストランが無いのは本当にとても困るから、今後の市営プールは神居町の郊外にて建設したいし、それで市営プールの建設は広い土地を必要にしたいいし、これからレストランを設置するために市民ふれあいセンターを神居町富沢に移転させたいので、そのため市営プールは幼児用プールを廃止して、それで神居町富沢の土地を旭川市に売却するように何とかしてください。

No.	ご意見
27	現在は旭川市近文リサイクルプラザの建物が老朽化により古くなってきて、しかし旭川市近文リサイクルプラザは自販機がなくて乗って行ける路線バスが無いのは本当にとっても困るから、今後はリサイクルプラザに自販機、エレベーターを設置したいし、それでリサイクルプラザを旭川市高砂台5丁目の土地に移転させたいので、そのため高砂台5丁目の土地を旭川市に売却するように、それで老朽化により古くなった旭川市近文リサイクルプラザの建物を何とかしてください。
28	現在は常磐公園にある市営プールが老朽化により古くなってきて、市営プールにある幼児用プールは少子化により利用者が激減してきて、今後は市営プールを高砂台8丁目の広い土地にて建設したいし、それでプールを泳ぎながら旭川市内を一望見たいし、これから市営プールの建設は広い土地を必要にしたいし、市営プールは常磐公園だった場所が狭くて本当にとっても困るから、常磐公園にある市営プールを高砂台8丁目の広い土地に移転させたいので、そのため幼児用プールを廃止して、それで高砂台8丁目の土地を旭川市に売却するように何とかしてください。
29	施設使用料に残存価格分も加えることに反対です。使用料が値上げされると使用をひかえる様になるのではないかと思います。また、「もりもりパーク」やカムイの杜公園の有料化は、子育て世帯にとっても大変です。21年、25年度改定を見送りしていた様に、今回も改定見送りにし、若者が使用する場合の使用料のみ見直す様にしたらよいと思います。
30	減免取扱の適正化では、若者団体利用で構成員の半数以上が30歳未満を改定で減額5割にするのは、若者支援の面で評価できる。一方、高齢者が免除されていたのを5割負担に増額することは、高齢者の年金受け取りが減少し、健康保険料・介護保険料が増加する中、反対である。改定版には、具体的な施設名等の記載がなくどのような施設があるか理解できない点がある。パークゴルフ場は、無料・有料がある。現段階での有料の各施設利用で活動参加の際の参加料の負担感を口にする人がいるのが実態である。施設利用料の増額は、高齢者の負担感がますます高まり、外出を控え他者との交流や楽しむ機会が減り、引きこもり高齢者の増加が増す。超高齢化を目前にし、健康寿命をのばし、医療費・介護費を増加させないために、市の施設利用料の増額には反対である。 コスト算定の明確化・コスト割合の明確化。これまでの使用料のコストは、光熱水費と人件費だったのをこれらに加え減価償却費を追加している。減価償却費は、利用料に加えることには反対である。激変緩和措置と言い、上限率を1.5倍としているが、定期的な見直しごとに増額されることになる。使用料・手数料見直しを定期的に行わなかったのをこの時期に行い、値上げを行う事に対し、納得がいかない。
31	構成員の半数以上30才未満の施設利用料を5割に減額しようとしているが、同時に現在70才以上は全額免除なのを5割負担にしようとしている。一方を下げる代わりに一方を上げるという手法は賛成できない。
32	構成員の半数以上が30才未満の利用料(施設)を5割に減額しようとしているが、同時に現在70才以上は全額免除なのを5割負担にしようとしている。一方を下げる代わりに、一方を上げるという手法は、賛成できない。
33	現在の取組指針では、4年ごとの見直しとあるが、12年間見直されなかった。なぜ、いまになって見直すのか、わからない。
34	使用料の減免については真にやむを得ないものに限定すべきとあるが、何をもちて真にやむを得ないとするのか、この考え方がわからない。
35	様々な理由で、今まで市民が無料で利用できた施設を有料化することですが、有料化により利用者の減少が予想されます。利用者が減って、そこから料金を徴収しても、それほどの収入増を見込めるとは思えません。市民活動が停滞されることを予測され、わずかな収入のために行うことは本末転倒ではないでしょうか。
36	子ども向け施設の有料化は子育て支援に対して後ろ向きな印象を受ける。高齢者に対してもそうだ。若い世代や年配の世代を大切に施設にして欲しい。
37	今までコストに入れていなかった減価償却費をなぜ入れるようにするのかわかりません。無料で利用できた施設が有料になると利用しづらくなると思います。
38	今まで使用料のコスト算定の対象範囲に減価償却費を加えようとしていることに賛成できません。また、子どもを遊ばせる施設こそ無料にするべきだと思います。
39	値上反対します！今、市の体育館で卓球してますが安く運動させてほしいですね！健康を維持する為にも宜しく願い致します！
40	無料施設の有料化については反対です。年金生活では出費を出来るだけ減らしたいです。
41	もりもりパークやカムイの杜は、私たち家族もよく利用していて、子ども達もとても楽しんでます。多くの子育て世代にとって、これらの施設を無料で利用できるのは大きな魅力ですし、旭川の誇りであると思っています。有料化に反対します。受益者負担と言いますが、市税を納めている私たちにとっては、施設を無料で利用できる事は、市民サービスの範疇であると思います。施設の減価償却費分もコストに含めるといっても納得いきません。有料化・値上げではなく日常の市民生活によりそった市の施策を求めます。
42	子どもがこれから大きくなって色々な施設を利用するようになるので、有料にしないほしい。医療費が無料でとても助かっている。子育て世代にとって住みやすい街であってほしい。
43	なぜ、今、減価償却費をコストに加え、見直すのでしょうか。施設の使用料の大幅な値上げにつながるのでは納得できません。子育て世代が利用する無料施設の有料化について旭川市として、子育てをしづらい状況を作らないでほしいと思います。
44	子供の施設や老人の施設(パークゴルフ場・その他)、公共施設の使用料の値上げは、本末転倒である。周辺の町・村の方に人が行ってしまっだろう。住みづらい町にするのは簡単だが、人が集まる町づくりをしてほしい。決して多くの市民は豊かではない。

No.	ご意見
45	<p>1. 「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針を改定しなければならない諸事情は十分理解できる。</p> <p>2. 現在、70歳以上で無料となっている公施設の利用料金が、指針の中で五割負担となることは、望ましくないが、やむを得ないと考える。</p> <p>3. スポーツ施設の受益者負担が全額となっている(別紙4)ことについては、今後高齢者(70歳以上)の増加に伴う医療費増加を抑制するためにも、健康寿命を伸ばす必要があり、そのために高齢者にはスポーツの機会をできるだけ多く与えたい。それ故、高齢者の負担割合は、五割とすることが望まれる。</p>
46	<p>・施設使用料(30歳未満)を5割に減額・70歳以上は免除から5割負担にするというが、年配者にとっては、外に出て行くと考えた時お金がかかるという事は年金生活者にとつては大変なことです。そのうち、図書館にも影響が出るのではと考えると不安でなりません。</p> <p>・パークゴルフ場なども有料になるとの事ですが、どうして年配者の楽しみを取るのでしょうか。年配者も若い頃は税金を払って来たはずで、あまりいじめないでほしいです。</p>
47	<p>公民館の収支不足の是正のためには、収入確保と経費削減が必要。公民館のHPによると多数の生涯活動団体が登録され、施設利用料の減免と施設の優先利用の恩恵を受けている。この登録団体の多くは会員相互の親睦を主目的とする団体であり、公民館のHPを閲覧しても登録団体の活動実態が公知されず不明で、学習成果の発揮など何等の社会活動も実施していない。活動実態を的確に把握し、減免等の優遇しているとも思えない。また、登録団体は冬期間の暖房費も軽減されている。暖房費は実費が原則のはずである。収入確保及び負担の公平のために、減免制度の廃止(地縁団体を除く)、減免割合・範囲の縮小と2倍程度の料金引上げが必要である。光熱費を削減するために照明器具をLEDに変更すると共に開館時間の短縮と土・日のいずれかを閉館日とする。利用団体の便宜を考慮したとしても、人件費や光熱費の削減の観点から午後10時まで開館する必要はないし、仮に閉館が困難であっても土・日は午後5時までで十分である。利用団体が多少不便になったとしても税金が90%以上も投入するのは異常である。</p>
48	<p>旭川市の施設使用料・手数料の値上げの新聞記事を読んだのは、最近のことで、意見募集していることは知っていました。ですが、お盆などで忙しくしている間に期限が近づいています。市民から意見募集するのなら、きちんと本気で意見を聞こうとするのなら、期間を考えるべきです。アリバイ作りをするのなら、やめればよい。今回の大幅値上げには、反対です。市民の日々の生活は、大変です。お金を使わずに公共施設を使用し、日々の生活を楽しむことは、市民の、国民の権利です。その上、子ども達が使用する施設は、無料が当然です。現政府が国民の幸福を願っていない姿勢を持ち続けている時、せめて市役所は、市は市民のために何ができるのか考えるべきです。値上げの中に施設建設費の残存価格分をコストに加えることにも反対です。その根拠を市民に分かるように説明すべきです。</p>
49	<p>初めに、この市民から出された「意見書」を本気で参考にしたいという思いはありますか？これまでも提出してきましたが、募集はいつもギリギリ。今回も新聞報道は、募集がスタートした翌日、市民説明会が終わったときには、2週間も過ぎている。それも会場はたったの4ヶ所。既に結果は決まっている。そのように感じますが…旭川市民の所得平均は、下位の方です。子育て世代は大変です。無料で遊べる「もりもりパーク」や「わくわくエッグ」は大人気です。「もりもりパーク」はパーキングにお金がかかります。せめて入場料は無料にしてください。子どもの遊び場は、無料のままでお願いします。減免規定についてですが、高齢者が元気にいきいきと活動するために公民館など利用していると思います。そのことが、医療費の削減にもつながっていると思います。若者の利用料を下げ70歳以上をあげてと同じ枠の中で考えるのではなく、市民にとってどうすることが良いのかを考えて欲しいです。これでは対立を生むだけです。減免規定があまりにも抽象的です。旭川市民が広く利用している施設です。こういうところに予算をつけてください。</p>
50	<p>対象の施設は日本人なら誰でもが自由に使用・無料にすべきである。これは直接利用する方だけの利益と考えるのはあまりにも浅い考えである。考えてみて下さい。どれ程、文化の向上に、そして健康に役立っていることか。他の予算を削っても決して負担増など考えられない。その施設の役割は、はかりしれない。何を基準の適正化か理解できない。改訂するなら値下げすべきである。</p>
51	<p>もりもりパーク(その他)は、特に駐車料金がかかる(街中なので)、有料にしないで下さい。孫達が楽しみにして行く所です。減免規定ですが、どういう場合に減免できるか基本的な考え方がないが、なにをもって基本とするのか、必要ないと思います。市民(団体)が等しく利用できることとと思ってください。</p>
52	<p>孫を連れて「もりもりパーク」や「わくわくエッグ」をいつも利用しています。有料になったら連れて行けなくなります。有料にしないで下さい。</p>
53	<p>もりもりパーク、カムイの杜公園は、子ども達が大好きな遊び場です。対応してくれる施設の方々の対応も非常に良く、安心して遊ばせる事ができます。市内にこんないい遊び場を有料にしてしまうのは納得できないのです。もっと財政が厳しいのなら、予算の見直しで子どもやお年寄りに負担がかかるやり方を見直すべきです。</p>
54	<p>・70歳を過ぎ、楽しみにしていた動物園がやっと無料で見学できることを楽しみにしていたのに有料になるのは反対です。</p> <p>・現在、公民館を利用しているが会場費が安く使えるので楽しく安い会費で楽しめています。施設の料金が上がるのは大変困ります。</p>
55	<p>「もりもりパーク」やカムイの杜公園「わくわくエッグ」は子どもを気軽に連れて行け、大変良い施設でよく利用している。有料になると遊べる場所(特に冬)が少なくなり困る。有料にしないで欲しい。</p>
56	<p>旭川の子育て世帯は大変な苦勞で生活をしています。「もりもりパーク」、カムイの森公園「わくわくエッグ」は子どもを遊ばせる大変良い施設です。旭川の子育ての計画が好評なのです。有料にしないで欲しい。</p>
57	<p>子ども達は、ゲームに夢中でなかなか外で遊ぶことが少ない現状です。もりもりパークやわくわくエッグなど家から出て行く場所の料金を有料にしないでほしい。市民が健康で長生きできるように、社会教育の面の充実を図ってほしい。年金も少なくなっていく中、公的な使用料を上げないでほしい。</p>

No.	ご意見
58	今までの使用料のコスト算定の対象範囲は水道光熱費と人件費と聞いています。今後これに減価償却費を加えるとのこと。全国の自治体でもこの減価償却費は算定に加えていない方が多いと聞きます。減価償却費を追加せずにもう少し検討していただきたいと思ひます。
59	基本使用料の値上げには反対です。社会全体が(特に旭川は)経済が低迷し、若者はじめ各家庭の教養、文化への負担が余裕のない状態になってきています。唯一、市の施設利用が市民にとって気軽に行ける場所といつてもいいでしょう。ましてや子育て世代が利用する「もりもりパーク」は無料駐車場がないため、駐車場負担が大きく、この上利用料もかかるとなると人気はあつても足は遠のくのではないのでしょうか。何でも”受益者負担”とする考へには賛成できません。是非、値上げの検討をせず、市民がより利用しやすい方向へと考へ直してください。
60	今まで使用料のコスト算定の対象範囲は光熱水費と人件費だったが、これに減価償却費を加えようとしているが、追加すべきではない。子育ては核家族化で母親の手にかかっている方が多い。行政が支援するのが大切と思ひ無料であつたのを有料にするのは大反対です。お年寄りが楽しみにしている施設が全額免除なのを5割負担にしようとしている。有料にしないで下さい。
61	現在、公民館の利用をしています。70歳近くなつて公民館の利用料の安いことが仲間の集いで利用しやすくなつています。自分が住んでいる地域の中にある住民センターは高く、皆が多くのお金を出し合わなければ使用できません。多くの方が集いやすく、コミュニケーションを取れる事が今後ますます大切になつてくると思ひます。使用料の減免については、はっきりと明記してほしい。70歳以上の5割負担は反対です。年金生活者の楽しみを奪わないでほしい。
62	体力維持のため、近くの施設で体操・ダンベルなどに参加しているが、少ない金額の年金生活者なので値上げは困ります。是非現状のままお願い致します。
63	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用料・手数料について現在の金額は参加しやすいが、値上げすると年金生活では利用できなくなる。まして、減価償却費もコストに加えることなどすべきではない。 ・動物園など、やつと無料で気軽に入場できるようになつて有料になると、また遠い存在になります。 ・具体的な事が市民に知らされないままの値上げはしないでほしい。
64	旭川市の財政状況が資料としてあるが、根本的に市の財政の状況と「受益と負担の適正化」とは全く別の件と思ひます。現在無料となつている、子育て世帯が利用する「もりもりパーク」「カムイの杜公園」「わくわくエッグ」などの施設も検討とのことですが、有料化になると子育て世帯の多くは大変驚くことと思ひます。老人の施設についても同様です。いずれも有料にしないよう強く訴えます。どの子どもどの老人もこれまでと同様によろしくお願ひします。また、これまで12年間見直されずにきて、今、何故見直すのか。多くの老人は首をかしげています。
65	今まで使用料のコスト算定の対象範囲は、光熱水費等と人件費だったが、なぜ今になつて減価償却費を加えるのか。何でもかんでも住民負担にするという考へ方には反対です。減価償却費を追加すべきでないと思ひます。私は70歳以上ですが、年金はどんどん下がつてきているのに、70歳以上の全額免除なのを5割負担にするのは、とんでもありません。外に出るな、楽しむな、体を鍛えるなど言われているようで腹立たしいです。介護保険には世話になるなど言いながら、施設利用にお金を取るのは、矛盾していませんか。考へ直してほしいことを強く要望します。旭川市の財政状況を載せているが、市の財政状況と受益と負担の適正化は別の問題です。市の財政、税の使い方に無駄はないのか。子育て世帯も、高齢者も、家計は楽ではなく大変なのです。この生活の大変さを本当に理解しているのでしょうか。
66	受益者負担として市内の様々な施設利用料を徴集あるいは値上げをしようと、旭川市の財政状況を根拠としていますが、市の財政状況と受益負担の適正化は別の問題であると思ひます。子ども達の心と体のバランスのとれた成長に公共施設を開放することは、とても大切だと思ひます。また、独居老人が豊かな生活、病院等にかからず生活することも、公の財政にとって、支出を抑えることになつて思ひます。よつて、今回「受益と負担の適正化」には反対です。
67	使用者の半数以上が30歳未満の施設利用料を5割に減額しようとしているが、同時に現在70歳以上は全額免除なのを5割負担にしようとしている。一方を下げる代わりに一方を上げるという手法は賛成できない。本来市の施設は市民が使いやすいようにすべきではないだろうか。
68	「受益と負担の適正化」と言うが、全く承できません。なぜならば、子ども達からお年寄りまで自由でさまざまな活動が出来る場を公的に保障することは、当たり前のことなのに。施設の老朽化に伴う財政的なものは、公費で行うべきで、若者や年金者など経済的弱者から値上がり分をとるなど全く反対！！
69	公設の公園緑地は本来市民が自由に出入りし、使用できるようにすべきです。特に河川敷のパークゴルフ場は多くの高齢者が使用し、孤立しがちなお年寄り同士の交流の場となり、適度な運動は健康維持に大いに役立っており、結果として病院代・治療費の軽減に結びついていると思ひます。したがつて、多くの高齢者が日々の暮らしのやりくりに苦勞している現状に、さらに負担増になるような「受益と負担の適正化」には反対です。